
プロジェクト 収益認識

項目 日本公認会計士協会による適用上の論点のご報告

本日の審議内容

1. 現在、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）を踏まえた収益認識基準の開発に関して、以下の手順により議論を進めている。
 - (1) IFRS 第 15 号の概要の把握
 - (2) IFRS 第 15 号の会計処理に関する適用上の論点の抽出
 - (3) 適用上の論点の把握のための文書の公表
2. これまで親委員会及び収益認識専門委員会において前項(1)及び(2)について審議を進め、(2)については、事務局が我が国において想定される論点の分析を行っている。この想定される適用上の論点についてさらに理解を深める目的で、日本公認会計士協会（JICPA）に事例に基づいた IFRS 第 15 号の適用上の論点についてご報告頂くことを依頼している。
3. 2015 年 8 月 24 日開催の第 55 回収益認識専門委員会以降の収益認識専門委員会（3 回程度）において、JICPA にご作成頂いた資料（別紙）に基づいてご説明を頂いたうえで質疑応答を行うことを予定している。
4. 2015 年 8 月 24 日開催の第 55 回収益認識専門委員会では、事例 1 から事例 6 までについてご説明及び質疑応答が行われており、本日は当該専門委員会での検討状況について審議を行う。なお、当該専門委員会で聞かれた意見は審議事項(3)-2-2 に記載している。

以 上